2026年6月5日
〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概　要

１．法人名等

法　　人　　名	日本大学
法 人 代 表 者	理事長　林　真理子
担　　当　　部　　署	総合企画室企画課
お 問 合 せ 先	adm.kikaku@nihon-u.ac.jp

２．「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1.自律性の確保	「遵守」	1－1	「遵守」
		1－2	「遵守」
2.公共性の確保	「遵守」	2－1	「遵守」
		2－2	「遵守」
3.信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3－1	「遵守」
		3－2	「遵守」
		3－3	「遵守」
4.継続性の確保	「遵守」	4－1	「遵守」
		4－2	「遵守」

３．遵守状況の確認フロー図

1　理事長及び業務執行理事：遵守状況（取組状況）の点検
2　実施項目の関係部署：対応状況の点検
3　担当部署：遵守状況（取組状況）の点検、「遵守状況報告書（案）」の作成
4　中期計画検討委員会：遵守状況（取組状況）及び「遵守状況報告書（案）」の確認
5　監事：「遵守状況報告書（案）」記載内容の妥当性の確認
6　常務理事会：遵守状況（取組状況）の判断、「遵守状況報告書（案）」の承認
7　理事会：遵守状況（取組状況）の最終判断、「遵守状況報告書」の確定
8　ホームページ等による公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

１．各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「１．自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則は遵守できている。

遵守原則１－１

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	現行の中期計画では、「教学に関する基本方針」及び「管理運営の基本方針」に基づくアクションプランを策定・公表し、単年度の事業計画に落とし込みながら実行している。 一方で、定性的な目標が多く、定量的な目標の設定や結果の検証に課題があること、また、期中の進捗管理体制については改善の必要性を認識しており、次期中期計画（令和９年度以降）策定に当たっての課題とし、更なる自律性の確保に努める。

遵守原則１－２

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事長等の業務執行範囲、理事会及び評議員会等の議決事項等は寄附行為及び諸規定において定めており、法人内で執行と監視・監督の役割を十分に機能させることで、自主性・独立性の確保に努めている。また、令和７年度の寄附行為改正により実質化が図られた協議員会などにおいて、多様な意見を聴取し、尊重する体制を整備している。

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則は遵守できている。

遵守原則２－１

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学が育成する人材像及び学生が備えるべき能力を「日本大学教育憲章」として具体的に示し、全教職員が共通認識をもって教育研究活動に当たっている。また、全学的な自己点検・評価活動により改善サイクルを実行するとともに、全学生を対象としたニーズ、実態、自己評価等の調査を毎年実施し、経年比較による分析に基づいた教育研究活動の改善を行っている。

遵守原則２－２

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「教学に関する基本方針」に基づき、中期計画において地域社会との関係構築を全学的に支援することを掲げ、教学、学生支援及び研究等に関して、各自治体等との協定締結等により、地域貢献等の取組みを積極的に実施している。また、「日本大学カザルスホール」運用再開に向けて、千代田区との協議を開始した。 また、令和７年度から「日本大学ボランティア活動推進センター」を設置し、学外からのボランティア情報を収集して、学生が学外からの要請に応え、社会や地域に貢献する活動を支援している。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則は遵守できている。 本学の改善改革の取組みが認められ、令和８年度から、一般社団法人日本私立大学連盟に復会することとなった。

遵守原則３－１

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	監事の独立性と役割、それらを実現するための権限を明確化し、監事監査機能の適正性を確保するため、監事支援の専門部署を設置している。また、監事、内部監査担当部署、会計監査人による三様監査協議会を定期的に開催し、各監査の状況について情報を共有・協議し、監視・監督の実効性を高めている。 加えて、日本大学改善改革推進会議の助言を受けてガバナンス強化を推進しており、体制及び仕組みの更なる深化・実質化に努めている。 また、公益財団法人大学基準協会による令和６年度大学認証評価では、管理運営に関する観点を含めて適合判定を受けるに至っており、本学の教育研究活動及び信頼回復に向けた取組みが一定の評価を得られているものと認識している。

遵守原則３－２

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	監事及び評議員の選解任に関して、私立学校法改正に対応すべく寄附行為を改正し、報酬に関する規程とあわせて公開している。 また、私立学校法改正に先駆けて、令和６年度から理事会において業務執行理事による業務報告を継続的に行い、理事会による職務の執行監督の一助としている。 不正防止に関しては、内部監査体制や公益通報窓口に加え、内部統制事務局を設置し、内部統制システムの構築、整備・運用を進め、日常的モニタリングの実施状況を年２回確認する等、ガバナンスの担保に努めている。 加えて、日本大学改善改革推進会議からの助言を受け、ガバナンス機能向上に資する様々な改善の取組みを進めており、さらなるガバナンス強化を推進している。 令和３年度に公益財団法人大学基準協会で受審した大学認証評価（追評価）において、管理運営に関する重大な問題を要因として不適合判定を受け、以後、指摘事項の改善に努めてきたところ、令和６年度の受審では、適合判定を受けるに至った。この結果は、法人ガバナンス体制の抜本的見直し等、本学の改善改革に係る取組みが一定の評価を得られたものと認識している。

遵守原則３－３

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	情報公開に関する規程を定めるほか、広報の基本方針等により、本学公式ホームページを利用した情報公開を行っている。財務書類等、中期計画、認証評価結果のほか、理事会等の議事録（要旨）等を掲載し、情報公開を適切に実行することによって社会への説明責任を果たし、広くステークホルダーからの理解を得られるよう努めている。また、ホームページのリニューアルを機に、より理解しやすい情報公開に注力している。さらに、特設Webサイト、新聞やSNS等を用いることにより、教育研究活動に関する情報の発信を強化している。 また、内部統制システムの整備状況等に関しては、令和６年度の取組みから事業報告書に記載し、ホームページで公表している。

基本原則「４．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	ガバナンス・コードに定められた方策等に基づき、当該原則は遵守できている。

遵守原則４－１

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事会、評議員会等の構成は、実質的な議論が可能な範囲内で法人内外の多様な人材をバランスよく取り入れることにより、議論の活性化及びガバナンス機能の強化に努めている。また、理事会等の資料を事前送付する際は議事概要を同送し、事前に質問を受け付ける体制を整備する等、議論の深化に注力している。 加えて、日本大学改善改革推進会議の助言を受け、ガバナンス機能向上に資する様々な取組みを推し進めており、体制及び仕組みのさらなる改善を目指す。

遵守原則４－２

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	財政基盤の安定及び経営基盤の強化を図るため、予算作成の基本方針の明示、収入支出の状況把握により、教育研究事業を達成するための体制を整えている。また、収入の多様化について、法人ガバナンスの強化や再発防止策等の改善に向けた取組みが認められ、私立大学等経常費補助金は令和７年度分から交付再開が決定した。一方で、同補助金の減額措置（不交付を含む）は今後の事業計画遂行に影響を及ぼす恐れがあることから、財政基盤の安定化は引き続き大きな課題として認識している。 規程及びマニュアルの改正による危機管理体制の再構築、情報セキュリティ体制に関する基本方針及び規程の整備等、リスクに対する適切な対応に注力している。

２．追加事項

〔独自に取り組んでいるガバナンスに関する特記事項〕

・日本大学改善改革推進会議：
コーポレートガバナンスの第一人者である弁護士が議長を務め、委員として本法人の業務執行理事、副学長、コーポレートガバナンス・法務に精通した学外理事、監事の他、教学分野に精通した学外理事、評議員が加わり、理事長・学長の諮問機関としてモニタリング、助言を行う。

・協議員会：
法人全体を意識した学校運営や社会情勢を踏まえた学校の将来像について、次世代を担う中堅・若手の教職員並びに学生及び生徒から幅広く意見を聴く。